

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷9丁目30-10

氏名 日本衛生株式会社

代表取締役 澤谷 美佐子

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年4月26日

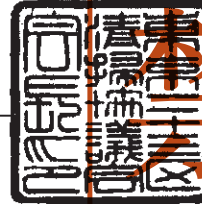
葛飾区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、医療廃棄物
- 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）
- 運搬先 区長の指定する処理施設
自社施設
株式会社アルフォ
- 作業場所 葛飾区の区域内
- 許可期間 令和5年8月1日 から
令和7年7月31日 まで
- 許可の条件



複製禁止

1 この許可について不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により葛飾区長に対し、書面により審査請求をすることができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る決定を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法の規定により葛飾区を被告として（葛飾区長が被告の代表者になります。）提起することができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると許可の取消しの訴えをすることができなくなります。）。